

東京都公報

発行
東京都

目次

37

規 則

- 東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局私学部私学振興課）……………一
- 東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局住宅政策推進部民間住宅課）……………二
- 東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局住宅政策推進部不動産課）……………二
- 東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………三
- 東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………六
- 東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………八
- 東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………九
- 東京都建設業法施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………九
- 東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（同）……………一〇
- 生活保護法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………一〇
- 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局生活福祉部保護課）……………一〇

正する規則……………（福祉保健局生活福祉部生活支援課）……………二

○東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則……………（福祉保健局少子社会対策部家庭支援課）……………二

○調理師法施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部健康安全課）……………四

○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（福祉保健局健康安全部薬務課）……………四

○東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則……………（病院経営本部経営企画部財務課）……………六

○東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部調整課）……………七

○公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局用地部管理課）……………七

○東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則……………（建設局道路管理部管理課）……………七

訓 令

○東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程の一部改正……………（都市整備局市街地建築部調整課）……………七

規 則

東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十二号

東京都私立学校教育助成条例施行規則の一部を改正する規則

東京都私立学校教育助成条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「及び特別支援学校」を「特別支援学校及び幼保連携型認定こども園」に改め、「教諭」の下に「保育教諭」を、「助教諭」の下に「助保育教諭」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十三号

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成二十一年東京都規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

第十条の見出し中「構造計算適合性判定」の下に「及び特定建築基準適合審査」を加え、同条中「法第六条第二項」を「認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第六条第二項」に改め、「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「があった」を「をする」に、「長期優良住宅建築等計画に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第五項に規定する構造計算適合性判定（以下「構造計算適合性判定」という。）を要する部分が含まれているときは、構造計算適合性判定に準じた審査を行うものとする」を「長期優良住宅建築等計画が、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、知事が認定又は変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、知事に提出しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第六条第二項の規定による申出に併せて、建築基準法第六条の三第一項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令第九条の三の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をしよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

附 則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十四号

東京都宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

東京都宅地建物取引業法施行細則（昭和四十年東京都規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第十五条第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第一条の二（見出しを含む。）中「第六条の二第一号」を「第十五条の五の二第一号」に改める。

第二条第三項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第三条中「第十五条第一項」を「第三十一条の三第一項」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第五条第三号中「第十五条第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める。

第十二条の二の見出し中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第一項中「第十五条」を「第三十一条の三」に、「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第二項中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十五条の七中「宅地建物取引主任者証」を「宅地建物取引士証」に改める。

第十五条の八第二項第二号及び第十五条の十第二号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十八条の二第一項中「規則第十五条の二第三十五号に規定する営業保証金に充てることができる社債券に該当すること」を「規則第十五条の二第三号に規定する国土交通大臣が指定した営業保証金に充てることができる社債券その他の債券に該当しないこと」に改める。

と」に改める。

第十八条の第三項第三号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改め、同条第四項中「第六条の二」を「第十五条の五の二」に改める。

別記第四号様式の二中「宅地建物取引主任者資格登録簿登録拒否通知書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書」及び「宅地建物取引主任者資格登録簿登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録申請書」に改める。

別記第四号様式の四中「宅地建物取引主任者証紛失届」を「宅地建物取引士証紛失届」及び「宅地建物取引主任者証を」「宅地建物取引士証を」及び「申請者」を「申請者」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都宅地建物取引業法施行細則別記第四号様式の二及び第四号様式の四による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十五号

東京都建築基準法施行細則の一部を改正する規則

東京都建築基準法施行細則(昭和二十五年東京都規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第六条第三項に規定する報告書」の下に、「第九条第四項に規定する届出書」を加え、「第十四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に改め、同条第二項中「第四条の十六第一項」の下に、「第二項又は第三項」を加え、「仮使用承認申請書」を「仮使用認定申請書」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項」に、「第十八条」を「第十八条第二項、第四項、第十六項若しくは第十九項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二十四項の規定による認定」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、法第十八条第二十四項の規定による認定について準用する。

第二条の二第二項中「承認」を「法第六条の三第一項の構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。）」に改め、同条第二項中「第十八条」を「第十八条第二項若しくは第四項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二十四項の規定による認定の申請」を加える。

第三条第一項中「又は承認を必要とする」を、「構造計算適合性判定又は法第七条の六第一項第二号の認定を必要とする」に、「又は承認を受けなければならない」を「若しくは認定又は知事の構造計算適合性判定を受けなければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 法第七条の六第一項第一号の認定を必要とする建築物等の敷地が、二以上の行政区域にまたがる場合においては、その敷地の所管面積が最大の知事又は建築指導事務所長の認定を受けなければならない。

第二条第三項中「前二項」を「第一項」に、「第十八条」を「第十八条第二項若しくは第四項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二十四項第二号の規定による認定」を加え、同条に次の一項を加える。

4 第二項の規定は、法第十八条第二十四項第一号の規定に係る建築物等について準用する。

第五条第一項中「、認定通知書又は仮使用承認通知書」を「又は認定通知書」に改め、同条第五項中「前四項」を「第一項及び前項」に、「第十八条」を「第十八条第二項若しくは第四項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二十四項の規定による認定」を加え、同条に次の一項を加える。

6 第二項及び第三項の規定は、法第十八条第二項の規定による通知をした者について準用する。

第五条の三第三項中「第十八条」を「第十八条第二項若しくは第四項」に改め、「通知」の下に「又は同条第二十四項の規定による認定」を加える。

第九条第一項及び第三項中「第十八条」を「第十八条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
4 建築物の確認の申請又は法第十八条第二項の規定による建築物の計画の通知をした

後に構造計算適合性判定の申請を行った者は、遅滞なく、当該申請を行った旨を別記第三号様式の二により建築主事に届け出なければならない。

第十五条の三に次の一項を加える。

5 規則第十条の二十三第六項の規定に基づき定める図書及び書類は、法第八十六条の八の認定に係る建築物の計画における工事ごとの計画（法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合することについて、他の工事の計画の図書又は書類をもつて確認できる場合を除く。）に構造計算適合性判定を受けて交付された法第六条の三第七項の適合判定通知書又はその写し並びに規則第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類とし、法第八十六条の八の認定に係る建築物の計画が、法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合に提出するものとする。

第十五条の四第一項中「第八条の二第七項」を「第八条の二第十三項」に、「第八条の二第十二項」を「第八条の二第十七項」に改め、同項第一号中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に、「第十八条第十七項」を「第十八条第十九項」に改める。

別記第一号様式中

確認・許可・認定・承認の年月日・番号	年 月 日	確認 許可 認定 承認	第 第 第 第	号 号 号 号
--------------------	-------	-------------	---------	---------

を

確認・許可・認定・構造計算適合性判定の年月日・番号	年 月 日	確認 許可 認定	第 第 第	号 号 号
---------------------------	-------	----------	-------	-------

に

- 1 許可申請及び認定申請に係る建築主等の変更の場合は東京都知事あてに、確認申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事あてに提出してください。
- 2 仮使用承認申請に係る建築主等の変更の場合は東京都知事あてに提出してください。

1 許可申請、認定申請（建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認

定申請を除く。）及び構造計算適合性判定申請に係る建築主等の変更の場合には東京都知事宛てに、確認申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事宛てに提出してください。

2 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る建築主等の変更の場合は建築主事宛てに提出してください。

別記第三号様式の次に次の一様式を加える。

に改

第3号様式の2（第9条関係）

構造計算適合性判定の申請をした旨の届

下記のとおり、
年 月 日付で構造計算適合性判定を申請したので、東京都建築基
礎法施行細則第9条第4項の規定により、届け出ます。

建築主 事 殿

建築主 住 所 名
氏 名
年 月 日 印

〔法人にあつては、その事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

(1) 申請をした都道府県又は指定構造計算適合性判定機関	変更前	名称	
	（申請先）変更後	事務所所在地	
(2) 申請書提出年月日及び受理番号	年 月 日	確認 第 号	
(3) 敷地の地名地番			
(4) 建築物等の用途	都		
※受付欄			

- （注） 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 建築主の氏名（法人の場合にあつては、代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができます。
 3 (1)変更前欄については、構造計算適合性判定の申請先を建築基準法施行規則別記第2号様式第二面第7欄に記載したのから変更した場合に記載してください。

（日本工業規格A列4番）

「第68条の25第1項」及び「定期検査」や「定期検査」及び「承認」や「認定」及び

「確認」や「許可申請取下げ届」や「構造計算適合性判定」

- 1 許可申請及び認定申請に係る申請取下げの場合は東京都知事あてに、確認申請に係る申請取下げの場合は建築主事あてに提出してください。
 2 完了検査申請書提出後の仮使用承認申請に係る申請取下げの場合は建築主事あてに、その他の仮使用承認申請に係る申請取下げの場合は東京都知事あてに提出してください。

- 1 許可申請、認定申請（建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。）及び構造計算適合性判定申請に係る申請取下げの場合は東京都知事宛てに、確認申請に係る申請取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。
 2 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る申請取下げの場合は建築主事宛てに提出してください。

「第68条の26第1項」

確認・許可・認定 (1)定・承認の年月日・番号	年 年 年 年	月 月 月 月	日 日 日 日	確認 許可 認定 承認	第 第 第 第	号 号 号 号
----------------------------	---------	---------	---------	-------------	---------	---------

確認・許可・認定 (1)適合性判定の年月日・番号	年 年 年 年	月 月 月 月	日 日 日 日	確認 許可 認定	第 第 第	号 号 号
-----------------------------	---------	---------	---------	----------	-------	-------

- 1 仮使用承認申請に係る工事取りやめの場合は、東京都知事あてに提出してください。
 2 許可申請及び認定申請に係る工事取りやめの場合は東京都知事あてに、確認申請に係る工事取りやめの場合は建築主事あてに提出してください。
 3 建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請に係る工事取り

やめの場合、建築主事宛てに提出していただきたい。

3 許可申請、認定申請（建築基準法第7条の6第1項第2号の規定による認定申請を除く。）及び構造計算適合性判定申請に係る工事取りやめの場合には東京都知事宛てに、確認申請に係る工事取りやめの場合は建築主事宛てに提出していただきたい。

める。

別記第二十二号様式の七及び別記第二十二号様式の八中「(社) ロボットメーカー協会」を「一般社団法人日本ロボットメーカー協会」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。ただし、第二条第一項中「第四条の四第一項」を「第十四条の三第一項」に改める改正規定並びに別記第二十二号様式の七及び第二十二号様式の八の改正規定は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建築基準法施行細則別記第一号様式、第四号様式、第十七号様式、第十八号様式、第二十二号様式の七及び第二十二号様式の八による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十六号

東京都建築指導事務所長委任規則の一部を改正する規則

東京都建築指導事務所長委任規則（昭和四十六年東京都規則第二百六十号）の一部を次のように改正する。

第一号イ中「又は同法」を、「同法」に改め、「取消しを必要とする建築物」の下に「又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第百五条第一項の規定による許可を必要とする建築物」を加える。

第三号イ中「第十八条第二十二項第一号」を「第十八条第二十四項第一号」に、「仮使用承認」を「仮使用認定」に改め、同号ハ中「又は第三項」を、「第三項又は同令第

百三十七条の十六第二号」に改め、同号リ中「第十条第三号」を「第十条第四号」に、「第十条の三ただし書」を「第十条の三第二項第二号」に改め、「第十七条第三号」の下に、「第二十一条第二項」を加え、同号ヌ中「第十八条第二十三項」を「第十八条第二十五項」に改め、同号ヲ中「求めること」の下に、「同条第六項の規定による物件の提出を求めること」を加え、「第十二条第六項」を「第十二条第七項」に改め、同号ウ中「第百四条」を「第百五条」に、「第八十二条第一項」を「第八十三条第一項」に改め、同号カ中「第六条の二第十項」を「第六条の二第五項」に、「又は第七条の四第六項」を「第七条の四第六項又は第七条の六第三項」に、「第六条の二第十一項」を「第六条の二第六項又は第七条の六第四項」に、「同条第十二項、同法」を「同法第六条の二第七項、」に改める。

第四十七号中「平成十四年法律第七十八号。」を削り、同号の次に次の一号を加える。

四十八 東京都都市整備局関係手数料条例別表一の部第十四の項に定める手数料の徴収並びに当該手数料に係る減免及び過料処分に関すること。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第三号イ、ハ、ヌ、ヲ、ワ及びカの改正規定は、同年六月一日から施行する。

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十七号

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則（平成二十六年東京都規則第百七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「申請書」を「申請書等」に改め、同条中「第百二条第一項」の下に「又は次条（法第百二条第一項の規定による認定の申請を取り下げる場合に限

る。」を、「申請書」の下に「又は届出書」を加え、同条に次の一項を加える。

2 規則第五十二条第一項、次条（規則第五十二条第一項の規定による許可の申請を取り下げる場合に限る。）又は第四条第一項の規定により、知事に提出する申請書又は届出書は、当該申請に係るマンションの敷地の所在地を管轄する東京都建築指導事務所長又は東京都支庁長を経由しなければならない。

第三条中「第百二条第一項」の下に「又は規則第五十二条第一項」を、「認定」の下に「又は許可」を加え、「別記様式」を「別記第一号様式」に改める。

第四条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

（工事の取りやめ）

第四条 法第百五条第一項の規定による許可を受けたマンションの工事を取りやめようとする者は、別記第二号様式により、許可通知書を添えて、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定により添付した許可通知書は、届出を受理した日から七日以内に届出をした者に返還する。

第五条の次に次の一条を加える。

（容積率の特例の許可の申請に係る添付書類）

第六条 規則第五十二条第一項の規定により知事が定める図書又は書面は、次の表に掲げる図書、理由書及び規則第五十条に規定する除却の必要性に係る認定通知書の写しその他知事が必要と認める書類とする。

図書の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物
配置図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、申請に係る建築物と他の建築物との別、擁壁の位置並びに敷地の接する道路の位置及び幅員
各階平面図	縮尺、方位、間取り、各室の用途並びに壁及び開口部の位置
二面以上の立面図	縮尺及び開口部の位置
二面以上の縮尺、床の高さ、各階の天井の高さ、軒及びひさしの出並びに軒	

断面図の高さ及び建築物の高さ

別記様式中「別記様式」を「別記第一号様式」に、「認定申請取下げ届」を「認定申請取下げ届」に改め、申請取下げ届」に「建築指導事務所」を「認定申請取下げ届」に改め、同様式を別記第一号様式とし、同様式の次に次の一様式を加える。

第2号様式 (第4条関係)

工事取りやめ届

下記の工事を取りやめたいので、東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則第4条の規定により、関係図書を添えて届け出ます。

年 月 日

東京都知事 殿 建築主 住所 氏名

〔法人にあっては、その事務所の所在地、名称及び代表者の氏名〕

記

(1) 許可の年月日・番号	年 月 日	許可 第 号	号
(2) 敷地の地名地番			
(3) 建築物等の用途			
(4) 取りやめの内容	建築面積	許可面積	取りやめ面積
	延べ面積		
(5) 取りやめの理由			
※ 受付け欄	都	区・建築指導事務所	支 庁

(注意) 1 ※印のある欄は、記入しないでください。
 2 建築主の氏名(法人の場合にあっては、代表者の氏名)の記載を自署で行う場合において、押印を省略できます。

(日本工業規格A列4番)

附則

- この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都マンションの建替え等の円滑化に関する法律施行細則別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第九十八号

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則(平成十年東京都規則第九十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

(建築基準関係規定の審査を受ける場合の構造計算適合性判定及び特定建築基準適合審査)

第三条の二 法第十七条第三項の規定による計画の認定(以下「計画の認定」という。)又は法第十八条第一項の規定による計画の変更の認定(以下「計画の変更認定」という。)を受けようとする者は、法第十七条第四項(法第十八条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による申出をする場合で、当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、知事が計画の認定又は計画の変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第三条の七第一項第一号(1)

及び(2)に定める図書及び書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 計画の認定又は計画の変更認定を受けようとする者は、法第十七条第四項の規定による申出に併せて、建築基準法第六条の三第一項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和二十五政令第三百三十八号)第九条の三の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

第四条中「(昭和二十五年法律第二百一十号)」を削る。

第五条第一項中「法第十八条第一項に規定する計画の変更の認定(以下「計画の変更認定」という。)」を「計画の変更認定」に改める。

第六条第一項中「法第十七条第三項に規定する」及び「(以下「計画の認定」という。)」を削る。

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第九十九号

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則(昭和五十三年東京都規則第五百十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改め、同項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 法第六条の三第一項に規定する構造計算適合性判定の申請

第五条第一項第三号の次に次の一号を加える。

三の二 法第十八条第四項に規定する構造計算適合性判定に係る通知

第五条第一項第五号中「第六十七条の二第三項第二号」を「第六十条の三第一項ただし書、第六十七条の三第三項第二号」に改め、同項第八号中「第十条第三号」を「第八条の十九第一項、第十条第四号」に、「第十条の三ただし書」を「第十条の三第二項第二号」に改め、「第十七条第三号」の下に、「第二十一条第二項」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 東京都駐車場条例(昭和三十三年東京都条例第七十七号)第十七条第一項ただし書、第十七条の二第一項ただし書、第十七条の三ただし書、第十七条の四第一項ただし書、第十七条の五第三項、第十八条第一項若しくは第二項又は第十九条の二第一項に規定する認定の申請

第五条第一項第十五号中「同条第一項」の下に「(首都直下地震対策特別措置法(平成二十五年法律第八十八号)第二十条において読み替えて適用する場合を含む。)」を加え、同項に次の一号を加える。

十六 マンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百五条第一項に規定する許可の申請

第五条第二項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、第五条第一項中「第十八条第十四項」を「第十八条第十六項」に改める改正規定、同項第二号の次に一号を加える改正規定、同項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第五号の改正規定(第六十七条の三第三項第二号に係る部分に限る。)、及び同条第二項の改正規定は、同年六月一日から施行する。

東京都建設業法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 舩添 要一

●東京都規則第百号

東京都建設業法施行細則の一部を改正する規則

東京都建設業法施行細則(昭和三十一年東京都規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式表中「あこ」を「あ」に改め、同様式表中「4箇月」を「4ヵ月」に、「2箇月」を「2ヵ月」と、「世帯の」を「世帯の」に改める。

別記第二号様式中

大臣00-
知事13-

を
知事13-

に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都建設業法施行細則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百一号

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

東京都都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則(平成二十四年東京都規則第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「構造計算適合性判定」の下に「及び特定建築基準適合審査」を加え、同条中「法第五十四条第二項」を「認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第五十四条第二項」に改め、「含む。」の下に「次項において同じ。」を加え、「があった」を「をする」に、「低炭素建築物新築等計画に建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第五項に規定する構造計算適合性判定(以下「構造計算適合性判定」という。)を要する部分が含まれているときは、構造計算適合性判定に準じた審査

を行うものとする」を「低炭素建築物新築等計画が、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六条第一項の規定による確認の申請をする場合に、同法第六条の三第一項の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものであるときは、知事が認定又は変更認定をするまでの間に、同項の構造計算適合性判定を受けるとともに、同条第七項の適合判定通知書又はその写しに建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第三条の七第一項第一号ロ(1)及び(2)に定める図書及び書類を添えて、知事に提出しなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 認定申請又は変更認定申請をしようとする者は、法第五十四条第二項の規定による申出に併せて、建築基準法第六条の三第一項ただし書の構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が、建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第九条の三の規定による特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの審査をするよう申出をすることができる。この場合において、当該審査をする部分については、前項の規定は、適用しない。

第十条中「第十八条第十二項」を「第十八条第十四項」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年六月一日から施行する。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百二号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(昭和四十二年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四十八条第四項」の下に、「第五十五条の六第一項」を加える。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第三百号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に係る事務の委任に関する規則（平成二十年東京都規則第八十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四十八条第四項」の下に「第五十五条の六第一項」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第四百号

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則の一部を改正する規則

東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則（平成十六年東京都規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「この規則は、」の下に「医療保険が適用されない」を加える。

第二条中「中止した治療を含む」を「治療を中止した場合（卵胞が発育しない等により卵子採取以前に中止した場合を除く。）を含む」に改める。

第三条に次のただし書を加える。

ただし、第六号に掲げる要件は、第四条の二の手術を受ける者については適用しない。

第四条第三項第一号中「四十歳以上」を「妻の年齢が四十歳以上」に改め、「治療開始日時時点の」の下に「妻の」を加え、同項第二号から第四号までの規定中「治療開始日時時点の」の下に「妻の」を加える。

第四条の次に次の一条を加える。

第四条の二 知事は、前条に定めるもののほか、夫が、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法（TESE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）又は経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）（以下これらを総称して「精子を精巣等から採取するための手術」という。）を指定医療機関又は指定医療機関から紹介等をされた医療機関（以下「指定医療機関等」という。）において受け、当該手術に係る医療費として指定医療機関等に支払った額について、次項に定める額の範囲内で対象者に対し助成するものとする。ただし、当該助成は、当該手術を含む前条第一項に規定する治療内容に係る助成が認められた場合に限るものとする。

2 前項の額は、次に掲げる第一号の額から第三号の額を控除した額又は第二号の額のうち、いずれか少ない額（十五万円を超える場合は十五万円）とする。

一 対象者が一の継続した特定不妊治療に係る医療費として、指定医療機関に支払った額。ただし、前項の手術に係る医療費として指定医療機関等（指定医療機関を除く。）に支払った場合には、当該額を含む。

二 対象者が精子を精巣等から採取するための手術に係る医療費として、指定医療機関等に支払った額

三 前条第一項の規定により助成された額

3 第一項の規定による助成は、前条第三項に定める回数を限度とする。

第五条に次のただし書を加える。

ただし、第五号に掲げる書類は、前条に規定する医療費の助成を受けようとする場

合にのみ、添付するものとする。

第五条第二号中「こと」の下に「及び婚姻の日」を加え、同条中第五号を第六号とし、

第四号の次に次の一号を加える。

五 精巢内精子生検採取法等受診等証明書(別記第三号様式)

別記第一号様式(表)を次のように改める。

別記

別記第一号様式(第5条関係)

初年度/1回目の治療開始日
時点の妻の年齢 歳

1 通算6回まで
2 年2回(初年度3回)まで

特定不妊治療費助成申請書

関係書類を添えて下記のとおり特定不妊治療費の助成を申請します。
また、東京都が特定不妊治療費助成事業による助成金の交付状況について他の自治体へ照会することに戻します。

記

(ふりがな)	氏名	生年月日	前年度の所得額 <small>(※申請日の1月～5月の場合は前々年)</small>
申請者	()	昭和 年 月 日 (歳)	円
配偶者	()	昭和 年 月 日 (歳)	円
過去にこの助成金を他の自治体(道府県・指定都市・中核市)で受けたことがありますか ない ・ ある → 過去 () 回受けた 道府県 市			
申請者住所	郵便番号 ()	通算 () 年度日	
配偶者住所	郵便番号 ()	電話 ()	
申請者氏名	氏名 (印)	配偶者氏名	氏名 (印)
(申請者及び配偶者が自署し、又は記名押印してください。)			
申請額	円	金	円
年 月 日	東京都知事 殿		
振込先	金融機関名	銀行	本店 店番号
	預金種別	普通貯蓄	支店 支店番号
	口座番号	(フリガナ)	出張所 出張所番号
		(口座名義人)	(左詰め記入)
申請受付印	決定	承認	受給者番号
	年 月 日	承認 ・ 不承認	入力

- (注)1 本表の中を記入してください。
- 2 以下の書類を添付してください。
- (1) 特定不妊治療費助成事業受診等証明書(第2号様式)
 - (2) 住民票の写し(コピー不可)
 - (3) 婚姻の届出をしている天翔であること及び婚姻の日を証明する書類(戸籍謄本等、コピー不可)
 - (4) 申請者及び配偶者の前年(申請日から1月から5月までの場合は前々年)の所得額を証明する書類(住民税課税(非課税)証明書等、コピー可)
 - (5) 指定医療機関発行の領収書(受診等証明書(第2号様式)に記載された治療にかかっているもの、コピー可)
- 3 精巢内精子生検採取法等に係る医療費助成を同時に申請する場合は以下の書類も添付してください。
- (1) 精巢内精子生検採取法等受診等証明書(第3号様式)
 - (2) 医療機関発行の領収書(受診等証明書(第3号様式)に記載された手術にかかっているもの、コピー可)

別記第二号様式を次のように改める。

第2号様式（第5条関係）

受給者番号（東京都が記載）

特定不妊治療費助成事業受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療以外の治療法によっては妊娠の見込みがない又は極めて少ないと見られるため、特定不妊治療を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

(印)

医療機関記入欄（主治医が記入すること。）

Table with columns for patient name, date of birth, sex, spouse, treatment method, and dates of treatment and payment.

Table for individual investigation results, including a checkbox for 'presence of individual investigation results' and a field for 'amount of payment'.

精子を精巣等から採取するための手術... (注1) 医師が検査... (注2) 医師が検査...

（注1）医師が検査... (注2) 医師が検査... (日本工業規格A列4第)

別記第二号様式の次に次の一様式を加える。

第3号様式（第5条関係）

受給者番号（東京都が記載）

精巣内精子生検採取法等受診等証明書

下記の者については、特定不妊治療による通常の一端として、精巣内精子生検採取法（TTSE）、精巣上体内精子吸引採取法（MESA）又は経皮的精巣上体内精子吸引採取法（PESA）による手術を実施し、これに係る医療費を下記のとおり徴収したことを証明します。

年 月 日

医療機関の名称及び所在地

主治医氏名

(印)

医療機関記入欄（主治医が記入すること。）

Table with columns for patient name, date of birth, sex, spouse, treatment method, and dates of treatment and payment.

Table for individual investigation results, including a checkbox for 'presence of individual investigation results' and a field for 'amount of payment'.

この証明書の取扱いについては、下記の点に御注意ください。... (注1) 医師が検査... (注2) 医師が検査...

この証明書は、特定不妊治療費を定める指定医療機関で「特定不妊治療費助成事業実施等証明書」（第2号様式）を発行しているなど、記載事項をすべて満たしていることが確認された上で発行されます。... (日本工業規格A列4第)

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日前に精子を精巣等から採取するための手術を実施した者に係る医療費の助成の額については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則別記第一号様式及び第二号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

調理師法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第五百号

調理師法施行細則の一部を改正する規則

調理師法施行細則(昭和三十四年東京都規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三条第一項」を「第三条」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則(昭和三十六年東京都規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第十条を次のように改める。

第十条 削除

第十一条第一項中「及び次の各号に掲げる者に応じ、当該各号に定める書類」を削り、同項各号を削り、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「前条の規定に基づき提出した書類に関し、虚偽又は不正の事実がある」に改め、同項各号を削り、同条第二項中「又は第二項」を削り、「前項各号のいずれか」を「前項の規定」に改め、「又は前条第二項の書類が試験を実施した日から十日を経過する日までに提出されなかつたとき」を削る。

第十三条中「次に掲げる事項のすべてを満たす者に対し」を「虚偽又は不正の事実が認められない場合は」に改め、同条各号を削る。

第十四条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

別記様式第十号を次のように改める。

様式第10号(第1条関係)

登録販売者試験写真台帳

太枠の中のみ記入してください。

ふりがな		年齢	
氏名		歳	

写真
 (縦4.5センチメートル×
 横3.5センチメートル)
 出願前6月以内に
 に撮影した無帽、
 上半身、正面向き
 のもの
 写真の裏に氏名を
 記入して全面を
 りではり付けて
 ださい。

年	月	撮影
---	---	----

事務局使用欄 (記入しないでください。)

受験番号	
------	--

午前出欠	出席・欠席
------	-------

午後出欠	出席・欠席
------	-------

(日本工業規格A列5番)

別記様式第十一号及び別記様式第十二号を次のように改める。

様式第11号及び様式第12号 削除

別記様式第十五号を次のように改める。

様式第15号(第14条関係)

登録販売者試験合格通知書

受験番号
合格番号

本籍地

氏名

年 月 日 生

あなたは、年 月実施の 年度東京都登録販売者試験において合格したことを通知します。

年 月 日

東京都知事

印

本通知は、登録申請を行う際に必要となりますので大切に保存し、登録申請時に必ずお持ちください。

大きさ 縦 198ミリメートル
横 210ミリメートル

別記様式第十六号を次のように改める。

様式第16号 削除

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第七号

東京都病院事業財務規則の一部を改正する規則

東京都病院事業財務規則(昭和三十九年東京都規則第二百二十三号)の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式及び別記第二十五号様式中

「係長」を「課長代理」に

〔(計理係) (会計係)〕を

〔(計理) (会計)〕に改める。

別記第二十五号様式の二中

「係長」を「課長代理」に改める。

別記第二十六号様式中

「係長」を「課長代理」に

〔(計理係) (会計係)〕を

〔(計理) (会計)〕に改める。

別記第三十七号様式中

「係長」を「課長代理」に改める。

別記第四十七号様式、別記第四十九号様式甲、別記第四十九号様式乙及び別記第五十

五号様式中

「係長」を「課長代理」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都病院事業財務規則別記第二十四号様式から第二十六号様式まで、第三十七号様式、第四十七号様式、第四十九号様式甲、第四十九号様式乙及び第五十五号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百八号

東京都漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

東京都漁業近代化資金利子補給規則（昭和四十二年東京都規則第百十八号）の一部を次のように改正する。

別表一の項中「十五年」を「二十年」に、「七年」を「十年」に改め、同表四の項中「五年以内」の下に「（定置網（漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六条第三項に規定する定置漁業に係るものに限る。）の取得に必要な資金にあつては、十年以内）」を加える。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の東京都漁業近代化資金利子補給規則第七条第一項の規定により利子補給の承認をした漁業近代化資金に係る利子補給については、なお従前の例による。

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百九号

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則（昭和四十八年東京都規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「一・〇パーセント」を「〇・七パーセント」に改め、同条第二項中「〇・一八五パーセント」を「〇・一六一パーセント」に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の公共事業の施行に伴う移転資金貸付条例施行規則第七条の規定により貸付けの利率を決定した移転資金に係る利率については、なお従前の例による。

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第百十号

東京都駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

東京都駐車場条例施行規則（昭和三十四年東京都規則第一号）の一部を次のように改正する。

附 則

別表中「認定された自動車」の下に「かつ都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第三十四条第一項に規定する低公害・低燃費車に関する要綱（平成二十一年三月三十一日二十環車計第四百十二号環境局長決定）に規定する平成二十二年燃費基準以上達成車若しくは平成二十七年燃費基準以上達成車若しくは同要綱に規定する燃料電池自動車」を加える。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、別表の改正規定中平成二十二年燃費基準以上達成車及び平成二十七年燃費基準以上達成車に係る部分は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第七十七号

都 市 整 備 局
建 築 指 導 事 務 所

東京都建築指導事務所に勤務する建築主事の確認事務等に関する規程(昭和四十六年訓令甲第四百十五号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月三十一日

東京都知事 外 添 要 一

第一条第一号中「又は法」を「、法」に改め、「取消しを必要とする建築物」の下に「又はマンションの建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年法律第七十八号)第百五条第一項の規定による許可を必要とする建築物」を加える。

附 則

この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

発 行 東 京 都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
電話 〇三(五三二二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定 価
本号 五〇円
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所 勝 美 印 刷 株 式 会 社
東京都文京区小石川二丁目三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
112-0002

